

# 特定間伐等促進計画

徳島県 石井町  
令和3年9月

## 1 特定間伐等の実施の促進の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、令和3年度から令和12年度までの10年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、64,000ha(年平均6,400ha)の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本町の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10カ年間で7.3ha(年平均1ha)の間伐を行うことを、本石井町特定間伐等促進計画の目標とする。また、伐採後の確実な再造林も含めた造林の実施を促進する。

## 2 特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域(特定間伐等促進区域)

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本町の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

(注1)国土地理院1／25,000地勢図相当又は1／5,000森林基本図の図面に図示する。

(注2)特定間伐等促進計画の区域としては、特定間伐等の事業を実施する区域だけではなく、基本方針において示された考え方即して、特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定することとし、地形図等を用いて当該区域の概略を示す。

この際、人工林を厳密に拾う必要はなく、介在的な天然林を含め、間伐及び造林が必要な範囲を面的に区域を設定する。

3 実施計画

※ 所在場所、実施主体以外の項目について、複数の内容がある場合は全て記載する。

※ 間伐の材積欄には搬出、切捨を問わず伐採する立木の材積を記載する。

※ 間伐の方法欄には「除伐」、「切捨」、「搬出」、「抾伐」のいずれかを記載する。

※ 造林の方法欄には「人工造林」、「天然更新」のいずれかを記載する。

※ 造林後の下刈り等の保育施業及び間伐等と一体的に実施する施業については、作業種をその他欄に記載し事業量を()内に記載する。

- ※ 土場等のその他施設を設置する場合は路網等の欄に施設名を記載し事業量を()内に記載する。
- ※ 実施予定の事業がある場合は備考に記載する。
- ※ 特定間伐等促進区域を図示した図面に事業実施箇所と林班名を図示する。

#### 4 特定間伐等の実施の促進に寄与する取組

##### ① 森林経営計画に基づく森林施業の推進

森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の推進に努める。

##### ② 施業の集約化等の取組の推進

施業の集約化に必要となる森林情報の収集、提供も併せて推進していく。

##### ③ 路網の整備の推進

林道等について、必要に応じて点検、維持管理を行う。

##### ④ 間伐等の効率化・低コスト化の推進

傾斜等の自然的条件、事業量等の実情を勘案し、県、林業事業体、関係機関等の意見を踏まえながら、高性能林業機械等を活用した効率的な作業システムの推進や、コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進を検討する。

##### ⑤ 間伐材の利用の推進

間伐材の利用は、資源の有効利用に寄与するとともに、森林所有者等にとっては、採算性の向上により施業の負担軽減を可能とするものであることから、県、林業事業体、関係機関等と連携しながら、間伐材利用の推進に努める。

##### ⑥ 人材の育成・確保等の推進

林業事業体等で就労する林業従事者の意見を取り入れながら、時勢に沿った人材の育成・確保の方策について検討していく。

# 石井町特定間伐等促進計画 計画図

